

【本市の地域公共交通に関する検討経過】

【栗東市】

【栗東市バス対策地域協議会の設置 平成 13 年】

栗東市における乗合バス運送等に係る生活交通の維持、確保及び方策並びにバス交通体系について協議、検討及び調整を行うため、「栗東市バス対策地域協議会」を設置。



上記協議会において、市内バス交通体系の持続可能な利便性の向上のため、「栗東市バス交通体系計画」を策定。路線の見直し・時刻表の改正など、検討・実施等に取り組む。

【大津湖南エリア】

【大津湖南エリア地域公共交通活性化協議会の設置 平成 28 年】

大津湖南都市計画区域内の栗東市ほか大津市、草津市、守山市、野洲市、湖南市の6市を対象とした「大津湖南エリア地域公共交通活性化協議会」を設置。



上記協議会において「大津湖南エリア地域公共交通網形成計画」が策定され、本市についても同計画に位置付け。

【国における地域公共交通に関する方向性】

【「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」(活性化再生法)の施行】

令和 2 年に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」(活性化再生法)で、「県・市町ごと」の地域の関係者による協議会(法定協議会)にて計画の策定が求められる。



【栗東市バス対策地域協議会から法定協議会((仮称)栗東市地域公共交通活性化協議会)へ】

「栗東市バス対策地域協議会」においては、バスの運行を協議等の対象としていたが、現行の形態による活動としては終了し、新たにバス以外の地域公共交通も協議等の対象とした「(仮称) 栗東市地域公共交通活性化協議会」を令和 5 年度に設置予定。

【(仮称) 栗東市地域公共交通活性化協議会の役割】

- 地域公共交通計画の策定
- 計画に関連した協議及び評価
- フィーダー補助申請・受領・交付等

【地域公共交通計画の中で定めなければならない事項】

「基本方針」、「区域」、「目標」、「目標達成のために行う事業」、「計画の達成・評価」、「計画期間」、「その他」

【計画策定等スケジュール(案)】

令和5年2月

栗東市バス対策地域協議会開催

((仮称)栗東市地域公共交通活性化協議会について説明)

↓

令和5年4月～5月(予定)

((仮称)栗東市地域公共交通活性化協議会) 設置・開催

計画策定委託業者の選定

計画策定委託業務発注

↓

令和5年11月(予定)

((仮称)栗東市地域公共交通活性化協議会)開催

「計画素案」の作成

↓

令和5年12月～令和6年1月(予定)

パブリックコメント実施

↓

令和6年2月・3月(予定)

((仮称)栗東市地域公共交通活性化協議会)開催

「計画素案」の修正・「計画成案」の説明